

件 名

令和5年度埼玉県指定文化財の指定について

提案理由

埼玉県文化財保護審議会の答申を受けて、埼玉県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく有形文化財の指定を行いたいので、審議願います。

概 要

1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

種 別	種 類	件 数
有形文化財	彫 刻	1
有形文化財	古 文 書	1
有形文化財	考 古 資 料	1
有形文化財	歴 史 資 料	1

2 指定の年月日

令和6年3月15日（予定）

令和5年度埼玉県指定文化財 指定候補一覧

	種別	種類	名称及び員数	所有者	所在地
1	有形文化財	彫刻	<small>もくぞう あみだ によらいりゅうぞう</small> 木造阿弥陀如来立像 1 軀 <small>つきたり こうはい</small> 附 光背	宗教法人 <small>とうぜんじ</small> 東善寺	熊谷市桜木町2丁目 33番地2（熊谷市立熊谷図書館）
2	有形文化財	古文書	<small>いのうけもんじょ</small> 稻生家文書 1,970 点	個人	さいたま市浦和区高砂4丁目3番18号 （埼玉県立文書館）
3	有形文化財	考古資料	<small>こしきだいせきしゅつどもっかん</small> 小敷田遺跡出土木簡 10 点 <small>つきたり だい ごうどこうしゅつどどき</small> 附 第97号土坑出土土器 15 点 <small>だい ごうどこうしゅつどどき</small> 第105号土坑出土土器 23 点	埼玉県	熊谷市船木台4丁目4番地1（埼玉県文化財収蔵施設）
4	有形文化財	歴史資料	<small>いのうけしりょう</small> 稻生家資料 169 点	埼玉県	さいたま市大宮区高鼻町4丁目219番地（埼玉県立歴史と民俗の博物館）

新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

1 木造阿弥陀如来立像 附 光背（有形文化財・彫刻）

熊谷市

- ・曹洞宗東善寺に客仏として伝来した阿弥陀如来立像。一木割矧造。玉眼。漆箔。
- ・本像の伝来経緯は不明であるが、その作風や洗練された技法から快慶もしくは快慶周辺による制作と考えられ、制作時期は13世紀前半と推定される。
- ・顔を正面に向け、左足をやや前に踏み出して蓮台上に立つ。左手はゆるやかに屈臂して下げる。右手は屈臂し、掌を前にして立て第一指・第二指を捻じ他指を伸ばす。
- ・全身をほぼ針葉樹（ヒノキか）の一材で彫出し、両耳後方の位置で割矧ぎ、内刳りの上、割首とする。さらに両肩等で適宜割矧ぐ。
- ・本像は、小ぶりではあるが割矧ぎの技術を自在に駆使して造られており、随所に快慶もしくは快慶周辺によって制作された仏像の特徴を有する。
- ・以上のことから、本像は伝来については不詳であるが、13世紀前半の仏像のうち製作優秀で文化史上貴重なものと評価できる。



正面



背面



右側面



左側面



像 底



光 背

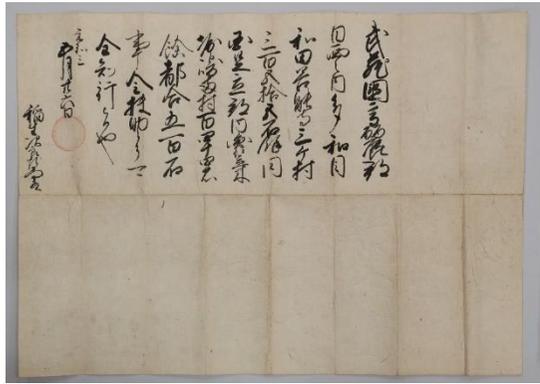


光 背

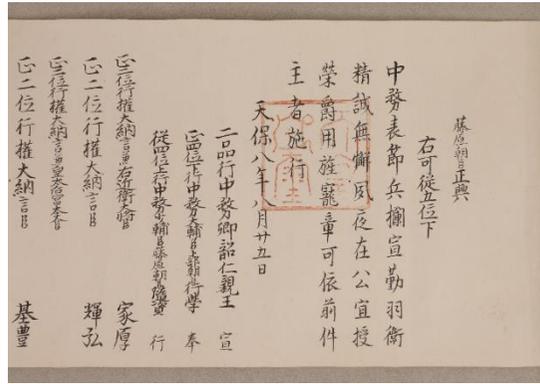
2 稲生家文書（有形文化財・古文書）

さいたま市

- ・ 稲生家は三河譜代の旗本であり、天正 18 年(1590)の徳川家康の関東入封後は、多和目村、和田村、善能寺村(以上、現坂戸市)、丸ヶ崎村、堀崎村(以上、現さいたま市)に 500 石を拝領し、後には 1,500 石(地方知行)となった。
- ・ 稲生家文書は、江戸時代以来稲生家の小石川旧邸に所蔵されていたが、第二次世界大戦の戦禍を逃れ、旧知行地であった入間郡多和目村の菩提寺正信庵(廃寺)へ疎開されてきたものである。
- ・ 県立文書館に寄託されている計 1,970 点の史料は、質・量共に充実した旗本史料であり、これと照合が可能なモノ資料が多く残されている(歴史と民俗の博物館所蔵「稲生家資料」)。これらは互いの価値を高め合うもので、旗本の生活の全体像を見ることが可能となる。
- ・ 本件は、埼玉県の歴史を知る上で価値が高いことはもちろん、旗本関係の史料群として規模が大きく、幕府官僚の実態や旗本の生活を知る上でも貴重である。



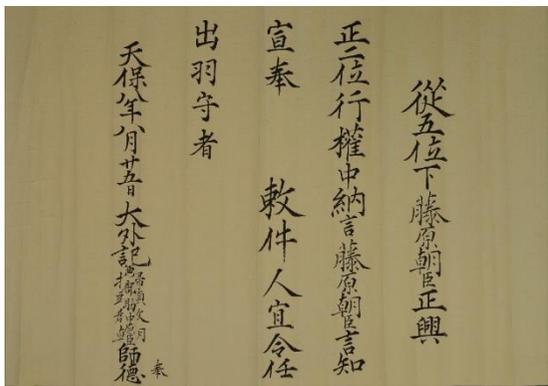
とくがわひでただちぎょうあてがいじょう
徳川秀忠知行宛行状
 いのうじろうざえもんあて
稲生次郎左衛門宛



い 位
 き 記



く ぜん あん
口宣案



せん じ
宣 旨



はたさしものうまじるしたんざく
旗指物馬印短冊



ごようにつぎ
御用日記

3 小敷田遺跡出土木簡 附 第97号土坑出土土器
第105号土坑出土土器

(有形文化財・考古資料)

熊谷市

- ・小敷田遺跡は、荒川左岸の扇状地末端部に立地する弥生時代から平安時代の複合遺跡である。特に古代の遺構である第97号土坑と第105号土坑からは、文字が判読できる木簡が合わせて10点出土している。
- ・特に第97号土坑から出土した3号木簡には、日付や稲束の量が記載されており、古代の利息付き貸借制度である「出挙」を示すものであることが明らかになっている。このほかの内容としては、書簡(1・7号木簡)、帳簿(2・5・6号木簡)、呪符(8号木簡)、習書(4・9・10号木簡)がある。
- ・いずれの木簡も年号の記載はないが、木簡の記載の型式から、7世紀末から8世紀初頭のものと考えられる。
- ・また、木簡とともに土坑から出土した須恵器・土師器は7世紀末から8世紀初頭のものであり、木簡の年代観を補強し価値を高めるものとして評価できる。
- ・本件は、古代における出挙の制度、地方における文字利用の実態を示すもので

あり、本県における古代の経済、社会、文化を考える上で欠かすことのできない資料である。



1号木簡



3号木簡



7号木簡

4 稲生家資料（有形文化財・歴史資料）

さいたま市

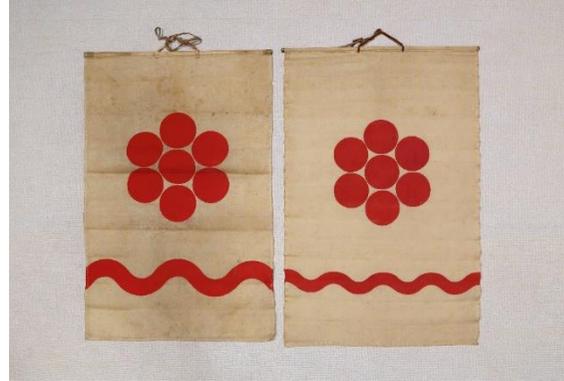
- ・ 稲生家については、「2 稲生家文書」のとおりである。
- ・ 本資料群は、江戸時代以来稲生家の小石川旧邸に所蔵され、第二次世界大戦時に旧知行地であった入間郡多和田村の菩提寺正信庵（廃寺）へ疎開されてきたものである。
- ・ 旧蔵の装束、旗指物、装身具のほか、旗本家の女性に関わる生活用品や、香道具や押絵細工など文化に関わる品が残されており、旗本家の生活の様子を知ることができる。
- ・ 旗本家の資料、とりわけ装束や日用品などモノ資料の多くは、明治以降の旗本家の没落や家財整理、震災・戦災により散逸が著しい中であって、本件は貴重な資料群である。
- ・ 本件は「2 稲生家文書」と対になる資料で、互いに価値を高め合っている。
- ・ 埼玉県域に知行地を持った旗本家の生活の様子を具体的に知ることができる貴重な遺品であり、学術的価値が高い。



ななつぼしもんつきごのじ
七星紋付五之字
はたさしもの
旗差物



ななつぼしもんつきしょうのじはたさしもの
七星紋付生之字旗差物



ななつぼしもんつきやまみちじるしながればた
七星紋付山道印流旗



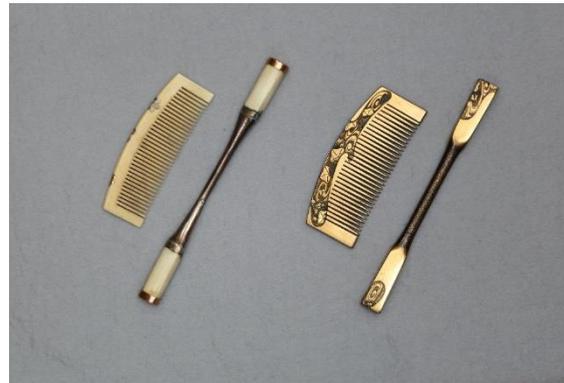
ししきりんもんつきほろ
獅子麒麟紋付母衣



はなだじあおいもんつき
縹地葵紋付
のしめこそで
熨斗目小袖



しゆめ ぼたんふぼこ
朱塗り牡丹文箱



ぞうげななつぼしもんくし こうがい
象牙七星紋櫛・笄、
たつたがわもんまきえくし こうがい
竜田川文蒔絵櫛・笄



あおいもんつきごしよにんぎょう
葵紋付御所人形